

4川こ保1第1589号
令和5年3月13日

市 内 民 間 保 育 所
施設長及び事務御担当者 様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局
保 育 事 業 部 保 育 第 1 課

**令和4年度川崎市保育体制強化事業補助金の変更交付申請及び実績報告
について（通知）**

日頃より、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、標記の件について、次のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。

1 令和4年度の変更交付申請及び実績報告に関する手続について

(1) 変更交付申請について

- ・ 保育支援者の増員等の有無や、補助金交付額（既に交付済の金額）及び執行額（保育支援者の賃金の確定値など、補助対象経費の実績金額）の状況等により、申請の有無や添付書類の有無等が異なりますので、以下の表に従い、申請の有無や添付書類の有無を確認した上で必要な手続を確認してください。

保育支援者の 当初申請からの 増員等の有無	交付済額と執行額 との比較	交付済額と年間補助 上限額（174万円） との比較	変更交付 申請書の 提出	添付書類 の提出
増員等がある場合			<u>必要</u>	<u>必要</u>
増員等がない場合	執行額が交付済額 を上回る場合	交付済額が174万円 を下回る場合	<u>必要</u>	不要
		交付済額が174万円 である場合	不要	
	執行額が交付済額 と同額以下の場合			不要

- ・ 上の表のとおり、保育支援者の増員等がある場合（※1）には、変更交付申請書（第2号様式）と併せて以下の添付書類が必要です。

<必要な添付資料>

- ① 増員（追加）した保育支援者に係る受講証明書
- ② 収支予算書
- ③ 交付額算出表（実績報告書の添付書類と同じもの）
- ④ 増員（追加）した保育支援者の雇用状況が分かる書類（雇用契約書、労働条件通知書など）（※2）

- ※1 「保育支援者に増員等がある場合」とは、当初申請時から保育支援者を増員（追加）した場合のほか、申請時に補助金交付申請書に記載した保育支援者が途中で変更になった場合も含まれます。ただし、追加又は代替の保育支援者を配置せずに保育支援者が減員となった場合は含みません。
- なお、追加又は代替の保育支援者についても、交通安全に関する講習会等の受講要件は適用されますので、該当者の受講報告書が市に未提出の場合は、上記書類と併せて受講報告書を提出いただきますようお願いいたします。

<具体的な事例>

(事例1)

当初申請時	保育支援者Aを配置予定
実績	保育支援者Bのみ配置（Aの代替としてBを配置）

(事例2)

当初申請時	保育支援者Aを配置予定
実績	保育支援者Aと保育支援者Bを配置（Bを増員）

(事例3)

当初申請時	保育支援者Aと保育支援者Bを配置予定
実績	保育支援者Aと保育支援者Cを配置（BをCに変更）

(事例4)

当初申請時	保育支援者Aと保育支援者Bを配置予定
実績	保育支援者Aのみ配置（Bは配置せず）

⇒事例1～3は「保育支援者に変更がある場合」に該当し、変更交付申請が必要になりますが、事例4については変更交付申請は不要です。

- ※2 保育支援者の雇用が有期契約であり、年度内に契約を更新している場合において、交付申請書の添付書類である雇用契約書の写しについては、雇用契約開始時から直近のものまで全ての書類が必要です。

(2) 実績報告について

令和4年度に当該補助金の交付を受けた全ての保育所に手続きが必要です。

手続きにあたっては、以下の書類を提出してください。

<実績報告に必要な資料>

- ① 実績報告書（第3号様式）
- ② 補助対象経費の費用の内訳について確認できるもの（賃金台帳・給与明細書・領収書等）
- ③ 収支決算書
- ④ 交付額算出表
- ⑤ 川崎市交通安全に関する講習受講証明書（※）

※受講証明書は、補助対象者である保育支援者の分のみを提出してください。
提出日時時点で市からの送付を受けていない場合は、その旨を実績報告書等に
補記してください。

(3) 変更申請及び実績報告の期限について

令和5年4月7日(金)【必着】

- ※1 多くの市内認可保育所に本事業を活用いただいております、実績報告内容の確認のほか、追加交付や戻入に関する手続も必要となることから、必ず上記期限までに提出してください。特に変更交付申請については、期限を過ぎると受付ができませんので御注意ください。
- ※2 給与締めスケジュールの関係等で、上記書類を期日までに提出できない場合は、提出可能な書類を全て期日までに提出いただくとともに、不足書類を期日までに提出できない旨と、提出可能な日付を鏡文などに明記してください。この場合も、変更申請については、一定期日を過ぎると受付ができなくなりますので、予め御了承ください。

(4) その他

- ・交付済額が年間補助上限額（174万円）を下回る場合で、かつ執行額が交付済額を上回る場合には、変更交付申請に基づいて補助金の追加交付を行います。
この場合には、市の変更交付決定後に差額分の請求書を御提出いただく必要がありますので、御対応をお願いいたします。
- ・執行額が交付済額を下回る場合については、補助金交付額の戻入が必要です。
この場合には、市からの補助金額の確定通知と併せて納付書を送付しますので、期日までのお支払いをお願いいたします。

2 令和5年度の制度内容について

令和5年度の制度内容については、令和5年度予算事務説明会で御説明しますので、そちらを御確認ください。

(保育第1課 給付・指導担当)
電話 044-200-2662

令和5年度川崎市保育体制強化事業補助金について

別紙

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を散歩等の児童の園外活動時の見守り等の保育に係る周辺業務に活用し、その周辺業務に要する費用の一部(1施設月額14万5千円を上限とする。)を補助するもの。

【保育支援者に係る要件及び補助対象事業】

- 1 保育支援者は保育士資格を有しない者で、保育に係る以下の業務のうち、①を含み2つ以上行うものとする。

- ①児童の園外活動時の見守り等 (必須) ②保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ③外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ④寝具の用意・あとかたづけ
- ⑤給食の配膳、あとかたづけ ⑥その他保育士の負担軽減に資する業務

- 2 保育支援者は平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であり、公定価格上措置された職員及びその他の補助金等の支給対象となっていないものであること。

⇒一時保育・地域子育て支援センター・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過等の対象者でないこと。

- 3 児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、保育支援者は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。

【補助対象経費】

- 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

令和4年度川崎市保育体制強化事業に関するQ&A <R4.11.2時点>

No.	分類	質問	回答
1	概要	令和4年度からの主な変更点は？	<ul style="list-style-type: none"> ・保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員がそれぞれ同数以上であることという要件を廃止しました。 ・申請に必要な書類として実施計画書を追加しました。 ・要綱改正に関連して、様式を一部修正していますのでご注意ください。
2	職員	教育・保育給付費（高齢者等活躍促進加算など）や他の補助金（定員超過補助者雇上費補助金や新型コロナウイルス感染症対策事業補助金など）の対象となる職員が保育支援者である場合は、補助の対象になりますか？	事業開始から年度を通じて、教育・保育給付費や他の補助金に係る支給対象職員である場合、重複して受けることはできませんので、該当職員は補助対象外となります。 なお、上記教育・保育給付費等の支給対象職員ではないものの、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の手当や処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ等の支給対象としている場合には、当該支給分を除いた賃金と補助上限月額の14万5千円を比較して少ない方の額が補助額となります。
3	職員	保育支援者としての業務を委託している場合、その委託料は対象になりますか？	委託料も対象経費に含まれます。
4	職員	派遣職員が保育支援者としての業務を行う場合、対象になりますか？	派遣に係る費用のうち、保育支援者の人件費は対象経費として申請することは可能です。ただし、別途、当該対象経費に係る根拠資料や算出方法等がわかる書類等の提出を要します。
5	職員	保育支援者として計上するためには、一定数の出勤日数が必要ですか？	実際に出勤し、保育支援者としての業務を行えば構いませんので、出勤日数は問いません。
6	職員	職員配置について国基準と市加配を全て満たす必要はありますか？	国基準は満たすことが必要ですが（3歳児配置改善加算・チーム保育推進加算・施設長未配置減算・主任保育士専任加算は除く）、市加配（休憩休息保育士、年休代替保育士）については、満たしていなくても申請は可能です。 なお、年度内で国基準（3歳児配置改善加算・チーム保育推進加算・施設長未配置減算・主任保育士専任加算は除く）を満たさない月がある場合は、当該月を除外して実績報告書を提出してください。
7	職員	保育士資格を有している職員が保育支援業務に従事している場合、補助を受けられますか？	保育士資格を有している場合は、本事業の対象外です。
8	職員	看護師や調理員も保育支援者になれますか？	看護師や調理員も申請していただけます。ただし雇用契約書等に保育業務等を行う旨の記載が必要です。なお、申請対象とする場合、雇用状況報告書で職員配置数から除外していただきます。
9	申請	補助金の交付申請は毎月行うのですか？	補助金の交付申請は原則として年度で1回です。交付申請に関する審査が完了次第、補助金の概算払いを行い、年度末に実績報告書に基づく精算を行います。
10	申請	交付申請時に必要な「園外活動を実施する上での手引き」には、具体的にはどういった書類が必要か。	補助金交付要綱第7条には「散歩マニュアル、チェックリスト等」と規定していますが、具体的には「園外保育及び散歩マニュアル」「散歩マップ」「園外保育計画書」「散歩計画書」「チェックリスト」等が必要です。

No.	分類	質問	回答
11	申請	交付申請を行い、交付決定後に内容に変更が生じた際は、どうすればよいですか。	保育支援者や交付申請額等に変更が生じ、かつ、交付額が増額となる場合には、変更交付申請書や実施計画書等の提出が必要です。交付額が増額となる場合は、追加で補助金の支払いを行います。交付額が減額となる場合は、変更交付申請書や実施計画書の提出は不要ですが、補助金を返還していただくことになります。
12	実績報告	保育支援者の費用の内訳について確認できるものとはどのようなものですか？	賃金台帳・給料明細書・領収書等を御提出ください（雇用形態や状況により変更となる可能性あり）。
13	実績報告	実績報告書の提出期限に、添付書類である費用の内訳について確認できるもの（賃金台帳等）が間に合いませんが、どうすればよいですか？	実績報告書及び賃金台帳等以外の書類を期限までに御提出ください。期限に間に合わなかった賃金台帳等については、準備でき次第、速やかに御提出ください。
14	補助額	月の途中で、保育支援者が退職等した場合、補助額はどのようになりますか？	月途中で退職した際の当月分の賃金と補助上限月額のうち少ない方の額が補助額となります。また、月途中で保育士資格を取得した場合は、補助上限月額のうち少ない方の額が補助対象経費は、保育士資格を取得する前（保育士証に記載されている登録日の前）までの期間分の人件費となるため御注意ください（別途、当該対象経費に係る根拠資料や算出方法等がわかる書類等の提出を要します）。
15	講習会	令和4年度の講習会等はどんな内容ですか？	・例年の動画視聴に加えて、各園での園内討議が必要になります。それぞれ期限がありますので御注意ください。 ・園内討議については各区の保育総合支援担当（川崎区及び中原区は保育・子育て総合支援センター）への事前申請が必要です。
16	講習会	交通安全に関する講習会の受講（動画視聴）は、保育支援者に変更が無い場合でも毎年必要ですか？	前年度に講習会の受講（動画視聴）を行い、受講証明書の発行を受けた方は省略できるものとし、再度の受講は必要ありません。
17	講習会	園内討議には誰が参加すればいいですか？	保育支援者は必ず参加していただく必要がありますが、その他の参加者につきましては、園内職員や園内のスペース等を踏まえ、適宜、各園で御判断ください。ただし、当日に活発な議論が行えるよう、可能な範囲で参加人数を確保いただきますようお願いいたします。
18	講習会	交付申請書提出後に、交通安全に関する講習会等を受講しても補助の対象となりますか？	交付申請後の受講であっても対象となります。動画視聴と園内討議を終えたら速やかに保育支援者ごとに受講報告書の提出をお願いします（1/20㍻）。提出がされ次第、市が受講証明書を発行します。
19	講習会	10月以降に採用予定の保育支援者について、講習会の受講（動画視聴）はできますか？	10月以降も講習会の受講（動画視聴）はできますので、保育支援者には必ず受講いただきますようお願いいたします。ただし、9月までに受講可能な方は必ず9月末までに受講いただくとともに園内討議を早めに行っていただくようお願いいたします。
20	講習会	園内討議を行った後に保育支援者を追加した場合はもう一度園内討議をする必要はありますか？	再度、保育総合支援担当を含めて園内討議をしていただく必要はありませんが、園内の職員のみで改めて園内討議を行ったり、実施した園内討議の内容を対象職員に共有した上で受講報告書を提出してください。
21	講習会	感染症拡大防止の観点から、園内討議を省略することはできませんか？	園内討議は本事業における補助要件の1つであるため必ず行ってください。活発な議論が行えるよう、書面開催は認められませんが、必要に応じてリモートでの参加も認めるなど、感染症対策を踏まえた上で実施してください。